コ　(ｱ)　鶏、さけ科魚類及び甲殻類を対象とする飼料（飼料を製造するための原料又は材料を含む。）以外の飼料は、飼料添加物であるカンタキサンチンを含んではならない。

(ｲ)　飼料添加物であるカンタキサンチンの飼料（飼料を製造するための原料又は材料を除く。）中の含有量は、鶏を対象とする飼料にあつては飼料１トン当たり８ｇ以下、さけ科魚類及び甲殻類を対象とする飼料にあつては飼料１トン当たり80ｇ以下でなければならない。

サ～テ　（略）

(2)～(4)　（略）

(5)　飼料一般の表示の基準

ア　（略）

イ　飼料（飼料添加物を含むものに限る。）には、次に掲げる事項を表示しなければならない。

(ｱ)～(ｻ)　（略）

(注)

1　飼料添加物の名称の表示については、法第２条第３項の規定に基づき農林水産大臣が飼料添加物を指定する場合に、当該飼料添加物の名称として用いるものによるものとする。ただし、次の表の左欄に掲げる飼料添加物については、同表の相当右欄に掲げる名称によることができる。

飼　料　添　加　物　名	名　　称
（略）	（略）
２－デアミノ－２－ヒドロキシメチオニン亜鉛	メチオニン水酸化体亜鉛
２－デアミノ－２－ヒドロキシメチオニン銅	メチオニン水酸化体銅
２－デアミノ－２－ヒドロキシメチオニンマンガン	メチオニン水酸化体マンガン
（略）	（略）

2　飼料添加物の量の表示については、次による。

1)～3)　（略）

4)　飼料添加物としてのアスタキサンチン（飼料を製造するための原料又は材料に含有されている場合に限る。）については、魚類を対象とする飼料にあつては飼料１トン当たり100ｇ、甲殻類を対象とする飼料にあつては飼料１トン当たり200ｇを超えて含有されている場合に限り、含有率をパーセントで表示するものとする。

5)　飼料添加物としてのβ－アポ－８’－カロチン酸エチルエステル（飼料を製造するための原料又は材料に含有されている場合に限る。）については、飼料１トン当たり80ｇを超えて含有されている場合に限り、含有率をパーセントで表示するものとする。

6)　飼料添加物としてのカンタキサンチン（飼料を製造するための原料又は材料に含有されている場合に限る。）については、鶏を対象とする飼料にあつては飼料１トン当たり８ｇ、さけ科魚類及び甲殻類を対象とする飼料にあつては飼料１トン当たり80ｇを超えて含有されている場合に限り、含有率をパーセントで表示するものとする。

7)　（略）

3　（略）

ウ　（略）

２～５　（略）

コ　(ｱ)　鶏、さけ科魚類及び甲殻類を対象とする飼料以外の飼料は、飼料添加物であるカンタキサンチンを含んではならない。

(ｲ)　飼料添加物であるカンタキサンチンの飼料中の含有量は、鶏を対象とする飼料にあつては飼料１トン当たり８ｇ以下、さけ科魚類及び甲殻類を対象とする飼料にあつては飼料１トン当たり80ｇ以下でなければならない。

サ～テ　（略）

(2)～(4)　（略）

(5)　飼料一般の表示の基準

ア　（略）

イ　飼料（飼料添加物を含むものに限る。）には、次に掲げる事項を表示しなければならない。

(ｱ)～(ｻ)　（略）

(注)

1　飼料添加物の名称の表示については、法第２条第３項の規定に基づき農林水産大臣が飼料添加物を指定する場合に、当該飼料添加物の名称として用いるものによるものとする。ただし、次の表の左欄に掲げる飼料添加物については、同表の相当右欄に掲げる名称によることができる。

飼　料　添　加　物　名	名　　称
（略）	（略）
２－デアミノ－２－ヒドロキシメチオニン亜鉛	メチオニン水酸化体亜鉛
（新設）	（新設）
（新設）	（新設）
（略）	（略）

2　飼料添加物の量の表示については、次による。

1)～3)　（略）

（新設）

（新設）

（新設）

4)　（略）

3　（略）

ウ　（略）

２～５　（略）